平成31年4月1日~令和2年3月31日

事業名	事業内容	事業の方針	具体案
相談事業	生活支援、虐待対応、成年後 見制度の利用等についての法 律・福祉専門職による相談事 業、申立支援事業	既存の相談機関と連携しながら地域住民や福祉、医療関係者からの相談を受ける。成年後見センターだけでは解決や助言が困難な事例については、関係機関や団体と連携していく。	② 権利擁護相談(虐待対応も含む)
普及·啓発· 研修事業	成年後見制度を広く知ってもらうための普及啓発事業	・圏域内を中心として、広く成年後見制度について理解や普及がすすむよう、各種媒体を活用し、広報や啓発に努める。	 ① ホームページの継続的な更新 ② 広報紙の発行(4月・7月・10月・1月) ③ 市広報誌への掲載や広報媒体の活用によち啓発事業の推進 ④ 関係機関への出前講座(権利擁護、虐待、成年後見制度等) ⑤ 研修会・相談会の企画・運営 ⑥ アンケート調査の実施(出前講座や研修会などの参加者にアンケートを募り、関係者のニーズを掘り起こす)
権利擁護支援システム推進事業	甲賀・湖南権利擁護支援シス テムのあり方検討	甲賀圏域における権利擁護支援について、甲賀、湖南両市の行政、社協と法律・福祉専門職と協働して、両市が策定予定の「成年後見制度利用促進基本計画」の中で、中核となる機関や各関係機関の役割について明確にすることで、権利擁護支援システムの構築をめざす。	② 両市、両市社協への検討の提案
	支援者支援事業	H25年度に実施した圏域の医療福祉関係事業所あてのアンケート調査で、支援者支援の必要性が明らかとなった。また、現在も、圏域内での専門職後見人が不足しており、他圏域のマンパワーに頼らざるを得ない状況にかわりはない。今後、両市が策定予定の「成年後見制度利用促進基本計画」の中で、中核となる機関の位置づけを明確にし、その機能のひとつとして地域で活動中の成年後見人や専門職後見人への活動の支援や、福祉支援者への権利擁護支援を中心とした研修や支援を行うことで課題解決に向けた活動を展開する。	② 高齢者・障がい者なんでも相談会の開催(7月・1月) ③ 権利擁護支援事例検討会の開催 ④ 専門職後見人への後方支援、医療福祉関係者との調整、連携
	市民が参画する権利擁護支援を検討する事業	新たな後見等の担い手として、市民後見人の養成が求められているところではあるが、両市が策定予定の「成年後見制度利用促進基本計画」の中で、地域に求められる市民後見人像を明らかにし、市民後見人のあり方、養成後の活動支援の仕組みづくりをすすめる。	② 地域における市民の後見制度の関わり方について研究する
成年後見センタ ーぱんじー運営 協議事業	ぱんじーの運営を協議する 事業	事業の委託元である両市の行政関係者等と、「ぱんじー」運営に関する意見交換を行うとともに、今後の「ぱんじー」の活動方針や組織体制などについて協議していく。	① 成年後見センターぱんじー運営協議のための会議の開催(年1~2回)② ぱんじーの組織体制にかかる協議③ ぱんじーの活動方針の検討
法人後見等活動 事業	法人後見等の活動事業	現在行っている法人後見受任業務について、適正に受任業務を継続するとともに、引き続き、他の専門職等の個人で受任することが難しいケースや報酬の支払いが見込めないケース等については、「ぱんじー」の受任審査会での意見を踏まえ検討したい。今後の法人後見受任の方向性については、両市が策定予定の「成年後見制度利用促進基本計画」の中で明確にしていきたい。	② 家庭裁判所との連携 ③ 職員の研修(地域の高齢者、障がい者福祉サービス事業所での研修、県内の権利擁護支援事業を行う事業所での研修等)
成年後見制度利 用促進基本計画 に関する事業		両市行政が策定予定の「成年後見制度利用促進基本計画」について、両市とともに内容を検討し、その中で「ぱんじー」が担う役割等を明確にし、活動の拡充をはかる。	
その他付随する事業	成年後見センターと地域関係 者のネットワークを構築する ための事業		① 甲賀地域障害・者サービス調整会議への参加② 虐待事例検討会議への外部委員としての出席③ 滋賀県権利擁護支援ネットワークへの参加④ その他 各関係機関への会議(地域ケア会議、個別ケース会議等)へ出席し、連携を図る